令和8年11月25日

ご利用者様各位

国土交通省九州運輸局
（自動車技術安全部 保安・環境課）
福岡市港湾空港局
（港湾振興部 港営課）
博多港ふ頭株式会社

「国際海上コンテナの陸上における安全輸送のガイドライン」及び
「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」の確認について（お願い）

平素よりターミナル運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。
国際海上コンテナの陸上における安全輸送を行うため、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」が策定されていますが、最近のコンテナ輸送における交通事故の発生等を踏まえ、改めて周知を図ることとしました。

このたび、運転者向け簡易リーフレットを新たに作成するとともに、外国人運転者等への周知を目的として、トラック運転者向け解説動画の英訳版を公開しております。

コンテナターミナル利用者の皆様におかれましては、ガイドライン及びマニュアルの内容をご確認いただくとともに、これらの資料も活用いただき、国際海上コンテナの安全輸送対策の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

１．資料

P2：国際海上コンテナを輸送される貨物自動車運送事業者の皆様へ
P3：その他参考資料のご紹介について
（提供元　九州運輸局 自動車技術安全部 保安・環境課）

２．資料にかかるお問い合わせ先

国土交通省　九州運輸局　自動車技術安全部　保安・環境課
TEL:０９２－４７２－２５３９「音声ガイダンス　５」

国際海上コンテナを輸送される貨物自動車運送事業者の皆様へ

国際海上コンテナの陸上における安全輸送を行うため、国土交通省にて「国際海上コンテナの陸上における安全輸送のガイドライン」及び「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」が策定され、平成２５年８月より運用が開始されております。

当ガイドライン等については、国際海上コンテの陸上における安全輸送対策の強化のため、全ての関係者が、それぞれに取り組むことが望ましい措置を纏めたものとなっており、コンテナを輸送するトレーラーの安全運転にかかる資料や、コンテナ情報の伝達の方法が記載されているほか、コンテナへの適切な荷付けや、重量超過・偏荷重のような不適切なコンテナの疑いがある場合の連絡調整の方法や是正のための措置などが示されておりますので、内容について確認のうえ、適切に取り組みいただくようお願いします。

また、近年増加する外国人ドライバーや海外関係者への周知を目的として、ガイドライン及びマニュアルの英訳版も公開されておりますので、あわせてご活用ください。

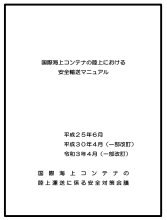
上記でご紹介した資料については、下記QRコードよりダウンロード可能です。



「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」はこちら

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001738547.pdf

日本語版　**英語版**



「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」はこちら

https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001738546.pdf

日本語版　**英語版**

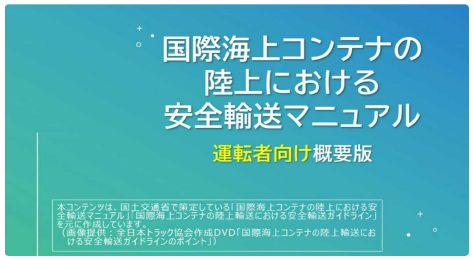
この資料に係る問い合わせ先

九州運輸局　自動車技術安全部　保安・環境課（０９２－４７２－２５３９「音声ガイダンス５」）

その他参考資料のご紹介について

外国人運転者の増加を踏まえ、トラック運転者向け解説動画については、日本語版に加え英訳版も公開されておりますので、積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

なお、これらの資料に加え、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン」、「国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル」、事業者用・運転者用リーフレット及びこれまでに開催された安全対策会議の資料等についても、下記URLからご覧いただくことができます。



◆国際海上コンテナの陸上輸送における安全輸送マニュアル「トラック運転者用解説動画」

https://www.youtube.com/watch?v=0etfDR4o6bs



◆国際海上コンテナの陸上輸送における安全輸送マニュアル「トラック運転者用解説動画」

https://www.youtube.com/watch?v=WCb24iRE_gw

○国際海上コンテナの陸上輸送に係る安全対策会議開催資料についてはこちら

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000022.html

この資料に係る問い合わせ先

九州運輸局　自動車技術安全部　保安・環境課（０９２－４７２－２５３９「音声ガイダンス５」）

ガイドライン、マニュアルの詳細はこちらから

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル

国際海上コンテナの自動車運送については、速度超過や緊締装置／ツイストロック不備といった貨物自動車の運転等に起因する事故の問題のほか、封印状態で運送されるという特殊性により、運転者がコンテナ内貨物の重量、品目、積付けに関する情報を十分に把握できないうえ、安全上問題のあるコンテナが見つかった場合でも現場の作業員や運転者のみの判断で対応することは難しく、現場対応に関する関係者間の合意形成が非常に難しいといった問題があります。

本マニュアルは、重量超過や偏荷重等の自動車運送するうえで不適切な状態を改善するための具体的な実践方法について、関係者間で合意形成し、協力体制を構築できるよう促すことを目的としております。

国際海上コンテナの陸上における安全輸送ガイドライン

本ガイドラインは、国際海上コンテナの陸上安全輸送対策の強化のため、荷主、外航船舶運航事業者、ターミナルオペレーター、取次事業者等（取次事業者、海運貨物取扱事業者及び利用運送事業者）、トラック事業者、運転者が、それぞれ取り組むことが望ましい措置について記載しています。

本ガイドラインでは、そのまま運送すると法令違反となってしまうような重量超過・偏荷重などの不適切状態にあるコンテナをできる限り発見し、これらの状態を改善するための取組を記載しています。

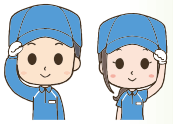
その他、健康管理関係マニュアル等

- 健康管理マニュアル
- 睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル
- 脳血管疾患対策ガイドライン
- 心臓疾患、大血管疾患対策ガイドライン
- 視野障害対策マニュアル

国土交通省

国際海上コンテナの陸上における安全輸送マニュアル

トラック運転者用リーフレット

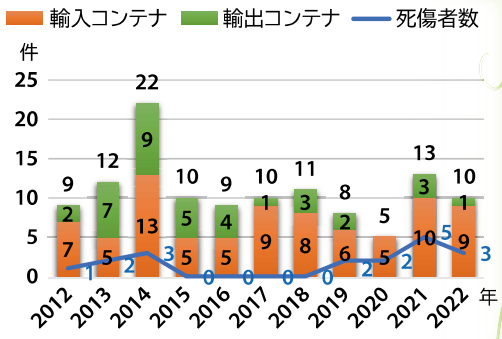


本マニュアルは、国際海上コンテナの陸上輸送をより一層、安全なものとするため、荷主、船社、ターミナルオペレーター、取次事業者、トラック事業者、トラック運転者などの関係者それぞれに求められる取り組みをまとめたものです。

本リーフレットは、マニュアルのうちトラック運転者が実施すべき事項を抽出しております。マニュアル本体と併用しながらご活用ください。



横転限界時のトレーラの状態



横転事故等の発生状況

安全運転の徹底

乗車前の偏荷重
ツイストロックの徹底
重量、品目、梱包等の貨物の状態に適した運転

不適切コンテナ発見時の対処

ターミナル作業員への連絡
トラック事業者へ連絡・報告
荷主の指示

国土交通省

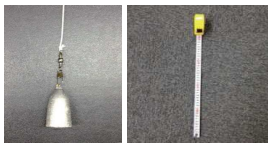
安全運転の徹底

トレーラー後部の左右の高さの差、旋回半径から見た危険度合の目安

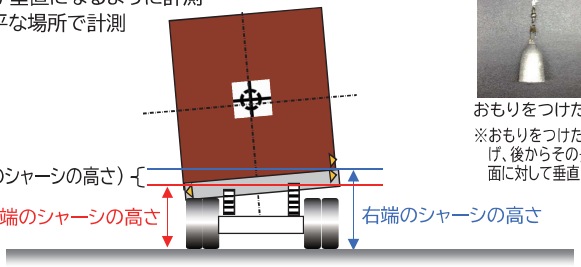
道路の形状 ＼ 左右高さの差 cm	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
平坦な直線、非常に緩やかなカーブ											
交差点、カーブ、坂道等											

非常に危険（原則、是正すべき状態）
危　　険（必要に応じて、是正を行う等適切に対応すべき状態）
要 注 意（細心の注意を払って走行し、必要に応じて徐行すべき状態）※
注　　意（カーブ、道路、天候等の状況によっては徐行する状態）
※道路交通法の規定に基づき、交差点の右左折時には必ず徐行してください。

【解説】メジャー等によるトレーラー後部の左右の路面からの高さの差の計測方法
✔ 地面に対してメジャーが垂直になるように計測
✔ できる限り、路面が水平な場所で計測



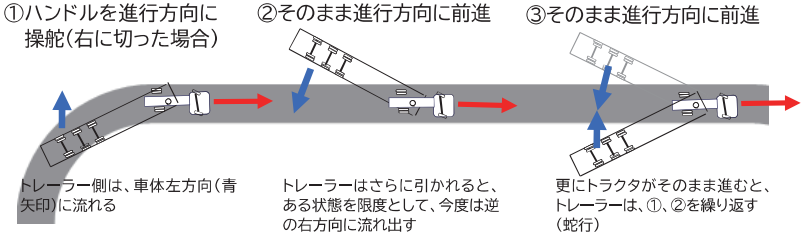
おもりをつけた紐（左）、メジャー（右）
※おもりをつけた紐を地面に向かってぶら下げ、後からその長さを定規で計ることで、地面に対して垂直に計測することができます



トレーラーの挙動の伝わり方

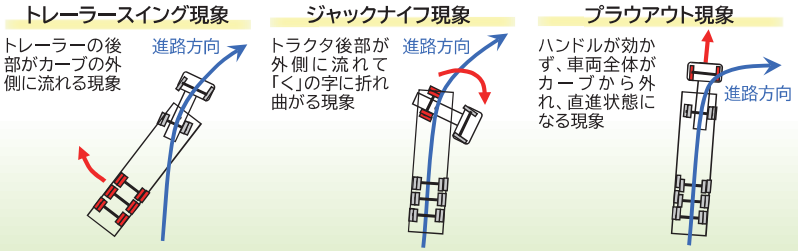
セミトレーラーの挙動は、カプラー部のキングピンを介するため、一般のトラックに比べて運転者にとってその挙動を運転感覚で察知することが難しい場合があります。貨物の状態や運転方法によっては思わぬ挙動を示すので注意が必要です。

トラクタとトレーラーで構成される連結車両では、その特徴の一つとしてトレーラーの蛇行の発生が挙げられます。このトレーラーの蛇行とは、急旋回等のハンドル操作が加わった際、トレーラーが以下のような動きを示す現象です。



連結車特有の危険な現象

連結車特有の危険な現象として、「トレーラースイング現象」「ジャックナイフ現象」「プラウアウト現象」が挙げられます。このような現象によってトレーラーが流れると、縁石などに乗り上げて横転するおそれもあるので注意が必要です。



不適切コンテナ発見時の対応

不適切コンテナ（重量超過、偏荷重等）を見つけてしまったら？

重量超過や偏荷重などの不適切状態のコンテナを、トレーラーでそのまま運ぶのは、大変危険です。このような不適切コンテナを発見した場合、是正措置をとる必要があります。
以下の手順に沿って、対処してください。

コンテナ搬出時に、運転者 が不適切なおそれのあるコンテナを発見した場合

① 不適切と思われるコンテナを発見

② ターミナル作業員へ連絡、確認方法について調整

③ メジャー等にて偏荷重を確認
重量計等にて測定
確認の結果、不適切と判断された場合

④ トラック事業者へ結果を連絡し、判断を仰ぎ、指示に従い対応

現場でのやり取り
- ターミナルオペレーター
- ③報告
- ターミナル作業員 ①不適切コンテナの察知
- ②相互に連絡
- トラック運転者 ①不適切コンテナの察知 ④確認

※重量計にて測定する場合は、事前に必ずトラック事業者を経由して、受荷主に連絡をしましょう
※ターミナルに重量計がない場合など、ターミナルでの調整では対応できない場合にも、トラック事業者へ連絡し、確認方法について判断を仰いでください

トラック事業者 ⇔（連絡／指示）⇔ トラック運転者

ターミナル作業員 により不適切なおそれのあるコンテナが発見された場合

ターミナルオペレーター・作業員が不適切コンテナを発見
↓
ターミナルオペレーター・船社・受荷主にて、連絡調整を行い対処方法を決定
→
トラック事業者からの対処方法についての指示に従い対応

トラック事業者 ⇔（指示）⇔ トラック運転者